

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第12期第7回島根海区漁業調整委員会が、平成17年12月21日に松江テルサ（松江勤労者総合福祉センター）で開催され、次の議題について諮問、協議、報告が行われました。

1. 定置漁業権の免許について（諮問）

定置漁業『定第17号』（出雲市十六島地先）について、免許申請があったため、漁業法の規定に基づき知事から諮問があり、委員会として内容を審議しました。審議の結果、異議ない旨答申することとしました。

2. 定置漁業権の保護区域の設定について（協議）

定置漁業『定第17号』について、保護区域の設定の要望があったため、従前どおり敷設漁具の周囲（150～500m）で網、釣及び延縄により、当該定置漁業へ著しい支障を与える行為をしてはならない旨の委員会指示を行うこととしました。

3. 定置漁業の免許内容等の事前決定について（諮問）

定置漁業『定第18号』（出雲市大社町地先）について、廃業のため漁業権を抹消する申請がありましたが、この漁場の有効利用及び漁業生産力を維持するために、前回の委員会（10月14日開催）で知事から同じ海域に新たに定置漁業の漁場計画を策定することについて協議依頼があり、委員会として問題がない旨回答しました。

その後、海上保安部等の関係機関と協議し、異議ない旨の回答があったので、知事からこの定置漁業権の免許内容等の事前決定について諮問がありました。

そして今回、公聴会を開催し公述人の意見を聴き、委員会として異議ない旨答申することとしました。

4. 定置漁業のための漁場計画原案について（協議）

定置漁業『定第15号』（出雲市三保町地先）及び『定第5,6号』（松江市島根町地先）について、現経営者から定置漁業を廃業し漁業権を抹消する申請がありました。地元の漁業協同組合からも地域の漁業振興や水揚げの維持を図るために、新たに漁場計画策定の要望もあり、これらを踏まえつつ、知事からは漁場の有効利用及び漁業生産力を維持するために、同じ海域に新たに定置漁業の漁場計画を策定することについて協議依頼がありました。

このため、これらの定置漁業の漁場計画原案について協議し、委員会として問題がない旨回答することとしました。

（裏面に続く）

5. ふぐ浮はえ縄漁業の禁止について（協議）

ふぐ浮はえ縄漁業（スジ縄漁業）は、昭和63年頃から県外漁船が本県沖合で操業し、小型底びき網漁業等の操業に大きな支障を生じさせました。このため、平成5年1月から委員会指示によりふぐ浮はえ縄漁業の操業を禁止してきました。

この委員会指示が本年12月末で切れるため、平成18年1月から平成20年12月末まで禁止する委員会指示を引き続き出すこととしました。

6. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づき、本県においてはマイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、スルメイカ、ズワイガニの資源を保存、管理するために漁獲可能量が定められています。

漁獲可能量等の計画変更については、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないため、下記の内容の諮問が知事からあり、審議した結果、知事管理量を原案どおり決定することが適当である旨答申しました。

記

知事管理量

| | 平成17年 | 平成18年 |
|-----------|----------|----------|
| マイワシ | 若干 | 若干 |
| マサバ及びゴマサバ | 8,000トン | 14,000トン |
| マアジ | 34,000トン | 40,000トン |
| スルメイカ | 若干 | 若干 |
| ズワイガニ | 若干 | 若干 |

上記のうち中型まき網漁業の知事管理量

| | 平成17年 | 平成18年 |
|-----------|----------|----------|
| マイワシ | 若干 | 若干 |
| マサバ及びゴマサバ | 7,000トン | 13,000トン |
| マアジ | 32,000トン | 37,000トン |

7. 日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）

平成17年11月1,2日東京で開催された第6回日本海・九州西広域漁業調整委員会及び第9回日本海西部会の概要について、事務局から次の報告がありました。

日本海西部海域における資源回復計画対象種の資源評価は、アカガレイについては資源水準中位で増加傾向、ベニズワイガニは資源水準低位で減少傾向です。このため、ベニズワイガニについては、休漁期（7～8月）以外に30日間の休漁追加等の取組を行うこととなりました。

また、日本海西部・九州西海域底びき網漁業（2そうびき）について、漁獲される魚種の資源状態が、全体的には減少若しくは横ばい状態であり、今後資源の増大と経営の改善を図るために、新たに資源回復計画策定に着手することを広域漁業調整委員会として了承しました。

8．平成17年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について（報告）

平成17年10月25日に新潟県で開催された全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の概要について、事務局から次の報告がありました。

各海区から提出された要望事項である「漁業と遊魚の調整」、「韓国漁船の操業秩序の確立と監視、取締体制の強化」、「貨物船等の積荷流出事故対策」、「大中型まき網漁業と沿岸漁業の調整」、「大型クラゲ対策」、「石油高騰に伴う対策」等について審議されました。

これらの要望事項については、取りまとめの上全て全国海区漁業調整委員会連合会へ上げ、関係機関へ要望していくことを決議しました。

9．中海の漁業秩序の確立について（報告）

中海における淡水化事業の中止などの大きな変化の中で、平成16年12月島根・鳥取両県知事の間で、中海の漁業秩序の確立のために、従来の入会慣行を尊重しつつ、適切な漁業管理が行われるよう両県で真摯に協議することが合意されました。

以降、両県の担当部局間で協議を重ね概ね合意に達しつつあり、今後中海の漁業秩序の確立とともに、漁業を将来に渡って維持発展させるための規定等を盛り込んだ新たな協定を締結する方向で、両県が協議をしていることについて、事務局から報告がありました。

今後、関係漁業者の皆様の意見を聴いた後に、早期に新協定を締結し、その後漁業実態の調査を行い、両県の漁業調整規則及び許可の制限・条件等について統一していく予定です。

島根県の魚「トビウオ」（あご）



問い合わせ先

島根海区漁業調整委員会

事務局

0852-22-5950